

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月27日
【四半期会計期間】	第96期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 権藤 淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町4番10号
【電話番号】	097(534)2611（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行 福岡支店 （福岡市博多区中洲5丁目4番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神2丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結会計期間	平成24年度 中間連結会計期間	平成25年度 中間連結会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,059	5,884	-	12,557	11,619
連結経常利益	百万円	1,041	586	-	1,490	730
連結中間純利益	百万円	1,242	704	-	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	1,524	738
連結中間包括利益	百万円	1,140	350	-	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	2,103	1,753
連結純資産額	百万円	17,561	18,427	-	18,520	19,828
連結総資産額	百万円	508,126	531,951	-	515,535	539,881
1株当たり純資産額	円	9.23	7.23	-	0.72	24.50
1株当たり中間純利益金額	円	20.98	11.91	-	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	19.31	6.05
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	5.30	2.89	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	5.49	2.24
自己資本比率	%	3.43	3.46	-	3.57	3.67
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	15,645	18,020	-	18,888	16,045
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	8,420	8,738	-	17,990	9,814
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	444	441	-	449	444
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	43,082	45,592	-	36,751	42,538
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	535 [73]	527 [73]	- [-]	521 [73]	512 [75]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 平成25年8月26日に連結子会社でありました株式会社ほうわバンクカードの清算手続きが終了し、子会社がなくなったことから、平成25年度中間連結会計期間については記載していません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第94期中	第95期中	第96期中	第94期	第95期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	6,007	5,879	5,937	12,498	11,614
経常利益	百万円	1,062	736	579	1,534	875
中間純利益	百万円	1,271	758	473	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	1,564	787
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	-	-	-	-	-
資本金	百万円	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495
発行済株式総数	千株	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000	普通株式 59,444 優先株式 18,000
純資産額	百万円	17,386	18,424	19,528	18,367	19,821
総資産額	百万円	507,974	531,941	552,002	515,414	540,072
預金残高	百万円	475,509	489,490	503,579	480,827	501,471
貸出金残高	百万円	374,043	378,670	380,094	378,529	387,819
有価証券残高	百万円	80,727	98,957	115,183	90,384	101,703
1株当たり純資産額	円	-	-	25.87	0.24	24.37
1株当たり中間純利益金額	円	21.48	12.83	8.02	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	19.98	6.89
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	5.42	3.11	2.01	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	5.66	2.45
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 - (-) 優先株式 - (-)	普通株式 - (-) 優先株式 - (-)	普通株式 - (-) 優先株式 - (-)	普通株式 1.00 (-) A種優先株式 35.00 (-) B種優先株式 8.00 (-) C種優先株式 16.40 (-)	普通株式 1.00 (-) A種優先株式 35.00 (-) B種優先株式 8.00 (-) C種優先株式 16.30 (-)
自己資本比率	%	3.42	3.46	3.53	3.56	3.67
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	19,522	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	14,173	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	-	-	438	-	-
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	百万円	-	-	47,449	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	530 [73]	525 [73]	530 [79]	518 [73]	510 [75]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1.中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

5. 第95期まで連結財務諸表を記載しておりますので、第94期中及び第95期中の1株当たり純資産額並びに第95期までの営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、連結子会社の株式会社ほうわバンクカードは、平成25年4月30日に解散決議を行い、8月26日に清算手続きを結了したため、クレジットカード業務は行っていません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当行が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績の分析

經常収益は、金融商品の窓口販売やソリューション営業による手数料が堅調に推移し、役務取引等収益が増加したこと等により、前年同期比58百万円増加し、59億37百万円となりました。

一方、經常費用は、信用コストの増加を主な要因として、前年同期比2億15百万円増加し、53億57百万円となりました。

この結果、經常利益は前年同期比1億56百万円減少の5億79百万円となり、中間純利益は同2億84百万円減少の4億73百万円となりました。

なお、当行は銀行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

財政状態の分析

総資産は前事業年度末比119億30百万円増加し、5,520億2百万円となりました。

預金（譲渡性預金を含む）は、法人預金・個人預金とも堅調に増加したことにより、前事業年度末比76億84百万円増加し、5,091億55百万円となりました。

貸出金は、資金需要の低迷する中、貸出金の増強に努めたものの、前事業年度末比77億25百万円減少し、3,800億94百万円となりました。

有価証券は、前事業年度末比134億79百万円増加し、1,151億83百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

国内業務部門では、資金運用収支は4,082百万円、役務取引等収支は357百万円、その他業務収支は160百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は68百万円、役務取引等収支は1百万円、その他業務収支は8百万円となりました。

合計では、資金運用収支は4,151百万円、役務取引等収支は359百万円、その他業務収支は168百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	4,082	68	4,151
うち資金運用収益	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	4,553	84	15 4,622
うち資金調達費用	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	471	15	15 471
役務取引等収支	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	357	1	359
うち役務取引等収益	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	820	2	823
うち役務取引等費用	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	463	1	464
その他業務収支	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	160	8	168
うちその他業務収益	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	262	8	270
うちその他業務費用	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	102	-	102

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 前第2四半期累計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国内・国際業務部門別役務取引の状況
役務取引等収益は823百万円となりました。
役務取引等費用は464百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	820	2	823
うち預金・貸出業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	243	-	243
うち為替業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	209	2	212
うち証券関連業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	28	-	28
うち代理業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	37	-	37
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	5	-	5
うち保証業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	17	-	17
うち保険窓販業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	169	-	169
うち投信窓販業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	109	-	109
役務取引等費用	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	463	1	464
うち為替業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	39	1	41
うち保証業務	前第2四半期累計期間	-	-	-
	当第2四半期累計期間	363	-	363

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 前第2四半期累計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期会計期間	-	-	-
	当第2四半期会計期間	503,146	433	503,579
うち流動性預金	前第2四半期会計期間	-	-	-
	当第2四半期会計期間	162,228	-	162,228
うち定期性預金	前第2四半期会計期間	-	-	-
	当第2四半期会計期間	336,096	-	336,096
うちその他	前第2四半期会計期間	-	-	-
	当第2四半期会計期間	4,821	433	5,254
譲渡性預金	前第2四半期会計期間	-	-	-
	当第2四半期会計期間	5,576	-	5,576
総合計	前第2四半期会計期間	-	-	-
	当第2四半期会計期間	508,722	433	509,155

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 前第2四半期会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残構成比）

業種別	前第2四半期会計期間		当第2四半期会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	-	-	380,094	100.00
製造業	-	-	17,465	4.60
農業、林業	-	-	435	0.11
漁業	-	-	109	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1,385	0.36
建設業	-	-	20,525	5.40
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	6,616	1.74
情報通信業	-	-	4,340	1.14
運輸業、郵便業	-	-	10,232	2.69
卸売業、小売業	-	-	28,645	7.54
金融業、保険業	-	-	20,706	5.45
不動産業、物品賃貸業	-	-	69,016	18.16
各種サービス業	-	-	62,617	16.47
地方公共団体	-	-	43,656	11.49
その他	-	-	94,339	24.82
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	-	380,094	-

（注）前第2四半期会計期間は、中間連結財務諸表を作成していたため、記載していません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	4,632	4,678	45
経費(除く臨時処理分)	2,980	3,003	22
人件費	1,561	1,603	41
物件費	1,259	1,235	24
税金	158	164	5
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,652	1,675	22
一般貸倒引当金繰入額	29	-	29
業務純益	1,622	1,675	52
うち債券関係損()益	199	61	137
臨時損()益	885	1,095	209
株式等関係損()益	71	27	98
不良債権処理額	838	1,188	349
貸出金償却	403	1,161	758
個別貸倒引当金繰入額	503	-	503
貸倒引当金戻入益	-	35	35
償却債権取立益	74	71	2
その他	6	133	127
その他臨時損()益	24	65	40
経常利益	736	579	156
特別損益	2	3	0
うち固定資産処分損()益	1	2	1
うち減損損失	1	0	0
税引前中間純利益	734	576	157
法人税、住民税及び事業税	7	106	98
法人税等調整額	32	3	28
法人税等合計	24	102	127
中間純利益	758	473	284

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却
6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1.84	1.78	0.06
貸出金利回	2.27	2.13	0.14
有価証券利回	0.75	0.90	0.15
(2) 資金調達原価	1.37	1.33	0.04
預金等利回	0.12	0.13	0.01
外部負債利回	0.11	0.10	0.01
(3) 総資金利鞘	0.47	0.45	0.02

- (注) 1. 「国内業務部門」とは当行の円建取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	17.91	16.98	0.93
業務純益ベース	17.59	16.98	0.61
中間純利益ベース	8.22	4.80	3.42

(注)

$$ROE = \frac{\text{業務純益又は中間純利益}}{(\text{期首純資産(新株式払込金を除く)} + \text{中間期末純資産}) \div 2} \times 365 / \text{期中日数} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(未残)	489,490	503,579	14,089
預金(平残)	476,979	496,324	19,344
貸出金(未残)	378,670	380,094	1,423
貸出金(平残)	371,426	381,158	9,732

(2) 個人・法人別預金残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	349,848	357,449	7,600
法人	139,641	146,129	6,488
計	489,490	503,579	14,089

(注) 1. 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。
2. 「法人預金」=一般法人預金+金融機関預金+公金

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
住宅ローン残高	85,105	89,252	4,147
その他ローン残高	11,431	12,152	720
計	96,536	101,404	4,868

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間(A)	当中間会計期間(B)	増減(B)-(A)
中小企業等貸出金残高	百万円	314,412	319,026	4,613
総貸出金残高	百万円	378,670	380,094	1,423
中小企業等貸出金比率	/ %	83.03	83.93	0.90
中小企業等貸出先件数	件	20,065	19,972	93
総貸出先件数	件	20,114	20,019	95
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.75	99.76	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	-	-	-	-
保証	135	990	167	975
計	135	990	167	975

(注) 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は前中間会計期間は7,841百万円、当中間会計期間は8,289百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,495	-
	うち非累積的永久優先株	9,000	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	1,350	-
	利益剰余金	3,697	-
	自己株式()	78	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	996	-
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	-	-
	繰延税金資産の控除金額()	-	-
	計 (A)	16,469	-
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,282	-
	一般貸倒引当金	2,688	-
	負債性資本調達手段等 うち永久劣後債務(注2)	6,700	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,700	-
計	10,671	-	
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	9,971	-
	控除項目(注4) (C)	426	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	26,014	-
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	297,875	-
	オフ・バランス取引等項目	969	-
	信用リスク・アセットの額 (E)	298,845	-
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/ 8%) (F)	19,355	-
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,548	-
計(E) + (F) (H)	318,200	-	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		8.17	-
(参考) Tier 1比率 = A / H × 100 (%)		5.17	-

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	12,495	12,495
	うち非累積的永久優先株	9,000	9,000
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	1,350	1,350
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	270	358
	その他利益剰余金	3,423	3,399
	その他	-	-
	自己株式（ ）	78	81
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	996	749
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	-	-
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
	計 (A)	16,466	16,773
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	1,282	1,282
	一般貸倒引当金	2,658	2,467
	負債性資本調達手段等	6,700	6,700
	うち永久劣後債務(注2) うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	- 6,700	- 6,700
計	10,641	10,449	
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	9,969	9,975
	控除項目(注4) (C)	426	426
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	26,009	26,322
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	297,814	298,926
	オフ・バランス取引等項目	969	986
	信用リスク・アセットの額 (E)	298,783	299,912
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	19,113	18,952
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,529	1,516
計 (E) + (F) (H)	317,896	318,864	
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100（%）		8.18	8.25
（参考）Tier 1比率 = A / H × 100（%）		5.17	5.26

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権
要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の内訳

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42	35
危険債権	91	76
要管理債権	3	1
正常債権	3,743	3,785

(2) キャッシュ・フローの状況

資金調達については、預金残高が法人・個人とも増加し、前事業年度末比2,108百万円増加しました。資金運用については、貸出金残高が同7,725百万円減少、有価証券残高は同13,479百万円増加しました。

この結果、当第2四半期累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは19,522百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは14,173百万円、財務活動によるキャッシュ・フローは438百万円となり、現金及び現金同等物の当四半期会計期間末残高は、前事業年度末比4,910百万円増加の47,449百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
A種優先株式	6,000,000
B種優先株式	3,000,000
C種優先株式	9,000,000
計	218,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	59,444,900	59,444,900	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)3～5
A種優先株式	6,000,000	6,000,000	非上場	(注)3～6
B種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注)3～5、7、9
C種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	9,000,000	9,000,000	非上場	(注)1～5、8、9
計	77,444,900	77,444,900	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度
修正の基準：福岡証券取引所の終値(5連続取引日平均)
修正の頻度：毎月第3金曜日の翌取引日

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
取得価額の下限：90円50銭
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限：
99,447,513株(提出日現在におけるC種優先株式の発行済株式総数9,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の167.29%)

(4) 当行の決定によるC種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

所有者との間の取決めはありません。

(2) 当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

所有者との間の取決めはありません。

3. 単元株式数は1,000株であります。

4. A種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしてあります。普通株式、B種優先株式及びC種優先株式は会社法第322条第2項に規定する定款の定めをしてありません。

5. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしてあります。

6. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式の払込金額に3.50%(平成19年3月31日に終了する事業年度にかかる期末の剰余金の配当の場合は、年率3.50%に基づき払込期日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)を乗じた額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(4) A種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(5) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

- (6) 議決権
A種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 種類株主総会
法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (8) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (9) 取得条項
当行は、当行取締役会が定める日(ただし、平成29年4月1日以降の日に限る。)をもってA種優先株式の全部又は一部を取得することができ、これと引換えに、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を交付するものとする。当行がA種優先株式の一部を取得する場合は、取得するA種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。
- (10) 譲渡制限
A種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。
7. B種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) B種優先配当金
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%(平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。))につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)に相当する額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (2) 非累積条項
ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項
B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- (4) B種優先中間配当金
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額(平成18年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。)の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。
- (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権
B種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (7) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) 取得請求権
取得請求権
B種優先株主は、下記に定めるB種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当行がB種優先株式を取得するのと引換えに下記及びに定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。
B種取得請求期間
平成21年7月1日から平成32年3月31日までとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式数
B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。
取得と引換えに交付すべき普通株式
= B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の払込金額の総額 ÷ B種取得価額
取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。
当初B種取得価額
当初B種取得価額は、平成21年6月30日(以下「B種取得価額決定日」という。)における普通株式の時価又は普通株式1株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初B種取得価額が35円(ただし、下記)の調整を受ける。)(以下「下限当初B種取得価額」という。)を下回る場合は、当初B種取得価額は下限当初B種取得価額とする。
普通株式の時価とは、B種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記に準じて調整される。また、普通株式1株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式1株当たり純資産額の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
普通株式1株当たり純資産額 = (A - B) ÷ (C - D)
上記の算式におけるA、B、C及びDは、それぞれ以下を意味する。
A : B種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額
B : B種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式(B種優先株式を含む。)の払込金額の総額
C : B種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数

D：B種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第5条に従い、連結の範囲に含まれる当行の子会社をいう。）が保有する当行の普通株式数

取得価額の調整

B種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式(以下「B種取得価額調整式」という。)によりB種取得価額を調整するものとする。

調整後B種取得価額 = 調整前B種取得価額 × { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + (新規発行・処分普通株式数 × 1株当たり払込金額 ÷ 1株当たりの時価) } ÷ { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行・処分普通株式数 }

(イ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記(ハ)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(二)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後B種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後B種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のB種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「（既発行普通株式数 - 自己株式数）」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

(ハ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後B種取得価額は、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日（以下本(ハ)において「価額決定日」という。）に、発行される証券（権利）の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして（当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得（又は行使）に際して当該証券（権利）（又は新株予約権）の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

(ニ) B種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式、又は、当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後B種取得価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後B種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日（以下、本(ニ)において「価額決定日」という。）に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして（当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ニ)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

(ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後B種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。B種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

(ヘ) B種取得価額調整式における「1株当たり払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

- (a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
- (b) 上記(ロ)の場合 0円
- (c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
- (d) 上記(ニ)の場合 上記(ニ)に定める価額
- (e) 上記(ホ)の場合 0円

(ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項（ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後B種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なB種取得価額に変更される。

- (a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにB種取得価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当銀行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) B種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後B種取得価額の算出に関して使用すべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ) B種取得価額調整式における「時価」とは、調整後B種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定めるB種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。
- (ヌ) B種取得価額調整式で使用する「調整前B種取得価額」とは、調整後B種取得価額を適用する日の前日において有効なB種取得価額とする。
- (ル) B種取得価額調整式で使用する「（既発行普通株式数 - 自己株式数）」とは、基準日がない場合は調整後B種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ロ) 調整後B種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ) B種取得価額調整式により算出された調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満の場合は、B種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、B種取得価額調整式中の調整前B種取得価額に代えて調整前B種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (9) 取得条項
当行は、B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下「下限一斉B種取得価額」という。）を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額（以下「上限一斉B種取得価額」という。）を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。
8. C種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) C種優先配当金
当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先株式の払込金額に下記(イ)又は(ロ)に定める配当年率を乗じた額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において下記(4)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (イ) 平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当から平成21年3月31日を基準日とする期末の剰余金配当までの配当年率
年率1.84%（平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率1.84%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）
- (ロ) 平成22年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当以降の配当年率
日本円TIBOR（6か月物）+1.20%
ここにおいて「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の4月1日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）及び10月1日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。ただし、上記いずれかの日において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が公表されない場合は、同日（当該日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、日本円TIBOR（6か月物）の算出において用いるものとする。配当年率は、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てる。
- (2) 非累積条項
ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項
C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- (4) 優先中間配当金
当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先配当金の2分の1に相当する額を上限とする金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (5) 残余財産の分配
当行は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。
- (6) 議決権
C種優先株主は、取締役の選任及び解任に係る議案を除き、株主総会において、議決権を有さない。ただし、定時株主総会にC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会よりC種優先配当金の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時からC種優先配当金の支払を受ける旨の決議がなされるまでの間は全ての議案について議決権を有するものとする。
- (7) 株式の併合又は分割等
法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。C種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- (8) 取得請求権
取得請求権

C種優先株主は、下記に定めるC種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「C種取得請求期間」という。)中、当行がC種優先株式を取得すると引換えに下記及びに定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

C種取得請求期間

平成20年4月1日から平成32年4月1日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式

= C種優先株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額 ÷ C種取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。

当初C種取得価額

当初C種取得価額は、C種取得請求期間開始日の前日まで(当該日を含む。)の5連続取引日(ただし、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は気配表示とする。以下「終値」という。)のない日を除き、C種取得請求期間開始日の前日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引までの5連続取引日とする。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、当初C種取得価額が発行決議日まで(当該日を含む。)の5連続取引日の毎日の終値の平均値の50%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、下記による調整を受ける。以下「下限C種取得価額」という。)を下回る場合には、当初C種取得価額は下限C種取得価額とする。

C種取得価額の修正

C種取得請求期間の開始後、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、C種取得価額は、決定日まで(当該日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。)に修正される。時価算定期間内に下記に定めるC種取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後のC種取得価額は当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、決定日価額が下限C種取得価額を下回る場合には、修正後のC種取得価額は下限C種取得価額とする。

C種取得価額の調整

C種優先株式発行後、下記(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、次に定める算式(以下「C種取得価額調整式」という。)によりC種取得価額を調整するものとする。

調整後C種取得価額 = 調整前C種取得価額 × { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + (新規発行・処分普通株式数 × 1株当たり払込金額 ÷ 1株当たりの時価) } ÷ { (既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行・処分普通株式数 }

(イ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当銀行が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、下記(八)記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(二)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後C種取得価額は、払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 株式の分割の場合

調整後C種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のC種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

(ハ) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後C種取得価額は、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後C種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日(以下本(八)において「価額決定日」という。)に、発行される証券(権利)の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして(当銀行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得(又は行使)に際して当該証券(権利)(又は新株予約権)の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

- (二) C種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式、又は、当銀行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
- 調整後C種取得価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後C種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日(以下、本(二)において「価額決定日」という。)に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(二)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。
- (ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合
調整後C種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。C種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。
- (ヘ) C種取得価額調整式における「1株当り払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。
(a) 上記(イ)の場合 当該払込金額(無償割当ての場合は0円)
(b) 上記(ロ)の場合 0円
(c) 上記(ハ)の場合 上記(ハ)に定める価額
(d) 上記(ニ)の場合 上記(二)に定める価額
(e) 上記(ホ)の場合 0円
- (ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項(ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後C種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- (チ) 上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当銀行取締役会が判断する合理的なC種取得価額に変更される。
(a) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにC種取得価額の調整を必要とするとき。
(b) その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってC種取得価額の調整を必要とするとき。
(c) C種取得価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後C種取得価額の算出に関して使用するべき1株当りの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (リ) C種取得価額調整式における「時価」とは、調整後C種取得価額の基準となる日の前日まで(当該日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除き、当該日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。)の毎日の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (ヌ) C種取得価額調整式で使用する「調整前C種取得価額」とは、調整後C種取得価額を適用する日の前日において有効なC種取得価額とする。
- (ル) C種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後C種取得価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。
- (ヲ) 調整後C種取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ワ) C種取得価額調整式により算出された調整後C種取得価額と調整前C種取得価額との差額が1円未満の場合は、C種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後C種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、C種取得価額を算出する場合には、C種取得価額調整式中の調整前C種取得価額に代えて調整前C種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書及びC種優先株式の株券が取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、C種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- (9) 取得条項
当行は、C種取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日をもって取得し、これと引換えに、C種優先株式1株の払込金額相当額をその前取引日まで(当該日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除き、当該日が取引日でない場合には、当該日の直前の終値のある取引日までの5連続取引日とする。)の毎日の終値の平均値(円位未満第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、当該平均値が下限C種取得価額を下回るときは、C種優先株式1株につきその払込金額相当額を下限C種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱す。
9. 「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までのB種優先株式及びC種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	77,444	-	12,495	-	1,350

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	9,000	11.62
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	4,514	5.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,375	4.35
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13-1	2,623	3.38
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,558	3.30
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	1,781	2.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,766	2.28
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,364	1.76
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,301	1.68
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	1,293	1.66
計	-	29,577	38.19

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式は全て信託業務に係る株式でありませ

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	9,000	13.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,375	5.01
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神2丁目13-1	2,623	3.89
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	2,558	3.79
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町4番10号	1,781	2.64
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,666	2.47
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	1,464	2.17
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,314	1.95
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,251	1.85
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島2丁目1番31号	1,243	1.84
計	-	26,275	39.03

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000 B種優先株式 3,000,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	C種優先株式 9,000,000	C種優先株式 9,000	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 350,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,319,000	普通株式 58,319	同上
単元未満株式	普通株式 775,900	-	同上
発行済株式総数	77,444,900	-	-
総株主の議決権	-	67,319	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	350,000	-	350,000	0.58
計	-	350,000	-	350,000	0.58

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間は中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成していたため、比較情報である前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書は記載しておりません。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
4. 当行は、平成25年8月26日に連結子会社でありました株式会社ほうわバンクカードの清算手続きが終了し、子会社がなくなったことから、当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 44,511	7 48,819
有価証券	1, 7, 12 101,703	1, 7, 12 115,183
	2, 3, 4, 5, 6, 8	2, 3, 4, 5, 6, 8
貸出金		
	387,819	380,094
外国為替	955	519
その他資産	2,772	2,405
その他の資産	7 2,772	7 2,405
有形固定資産	9, 10 8,393	9, 10 8,419
無形固定資産	141	164
繰延税金資産	1,372	1,492
支払承諾見返	1,049	975
貸倒引当金	8,541	6,070
投資損失引当金	107	-
資産の部合計	540,072	552,002
負債の部		
預金	7 501,471	7 503,579
譲渡性預金	-	5,576
借入金	7,037	11,759
外国為替	-	0
社債	11 6,700	11 6,700
その他負債	2,537	2,538
未払法人税等	127	94
リース債務	-	33
資産除去債務	227	232
その他の負債	2,182	2,177
賞与引当金	114	124
退職給付引当金	91	-
睡眠預金払戻損失引当金	178	149
再評価に係る繰延税金負債	9 1,070	9 1,070
支払承諾	1,049	975
負債の部合計	520,251	532,474
純資産の部		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	1,350	1,350
資本準備金	1,350	1,350
利益剰余金	3,723	3,757
利益準備金	270	358
その他利益剰余金	3,453	3,399
繰越利益剰余金	3,453	3,399
自己株式	80	81
株主資本合計	17,489	17,522
その他有価証券評価差額金	551	226

土地再評価差額金	9	1,779	9	1,779
評価・換算差額等合計		2,331		2,005
純資産の部合計		19,821		19,528
負債及び純資産の部合計		540,072		552,002

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	5,879	5,937
資金運用収益	4,627	4,622
(うち貸出金利息)	4,229	4,087
(うち有価証券利息配当金)	379	519
役務取引等収益	671	823
その他業務収益	437	270
その他経常収益	¹ 142	¹ 220
経常費用	5,142	5,357
資金調達費用	449	471
(うち預金利息)	311	331
役務取引等費用	434	464
その他業務費用	219	102
営業経費	² 3,000	² 3,004
その他経常費用	³ 1,038	³ 1,313
経常利益	736	579
特別利益	-	0
特別損失	2	3
税引前中間純利益	734	576
法人税、住民税及び事業税	7	106
法人税等調整額	32	3
法人税等合計	24	102
中間純利益	758	473

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	12,495	12,495
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,495	12,495
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,350	1,350
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,350	1,350
資本剰余金合計		
当期首残高	1,350	1,350
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	1,350	1,350
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	181	270
当中間期変動額		
剰余金の配当	88	87
当中間期変動額合計	88	87
当中間期末残高	270	358
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,193	3,453
当中間期変動額		
剰余金の配当	528	527
中間純利益	758	473
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	0	0
当中間期変動額合計	230	53
当中間期末残高	3,423	3,399
利益剰余金合計		
当期首残高	3,375	3,723
当中間期変動額		
剰余金の配当	440	439
中間純利益	758	473
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	0	0
当中間期変動額合計	318	34
当中間期末残高	3,694	3,757
自己株式		
当期首残高	75	80
当中間期変動額		
自己株式の取得	2	1

自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	2	0
当中間期末残高	78	81

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	17,146	17,489
当中間期変動額		
剰余金の配当	440	439
中間純利益	758	473
自己株式の取得	2	1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	0	0
当中間期変動額合計	315	33
当中間期末残高	17,462	17,522
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	560	551
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	257	325
当中間期変動額合計	257	325
当中間期末残高	817	226
土地再評価差額金		
当期首残高	1,780	1,779
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	1,779	1,779
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,220	2,331
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	258	325
当中間期変動額合計	258	325
当中間期末残高	962	2,005
純資産合計		
当期首残高	18,367	19,821
当中間期変動額		
剰余金の配当	440	439
中間純利益	758	473
自己株式の取得	2	1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	258	325
当中間期変動額合計	57	292
当中間期末残高	18,424	19,528

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	576
減価償却費	152
減損損失	0
貸倒引当金の増減()	2,470
投資損失引当金の増減額(は減少)	107
賞与引当金の増減額(は減少)	9
退職給付引当金の増減額(は減少)	91
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	29
資金運用収益	4,622
資金調達費用	471
有価証券関係損益()	26
有形固定資産処分損益(は益)	2
貸出金の純増()減	7,725
預金の純増減()	2,108
譲渡性預金の純増減()	5,576
借入金の純増減()	4,722
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	603
外国為替(資産)の純増()減	436
外国為替(負債)の純増減()	0
資金運用による収入	4,727
資金調達による支出	331
その他	174
小計	19,660
法人税等の支払額	137
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,522
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	42,635
有価証券の売却による収入	8,868
有価証券の償還による収入	19,561
子会社の清算による収入	194
有形固定資産の取得による支出	109
無形固定資産の取得による支出	51
有形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	437
自己株式の取得による支出	1
自己株式の売却による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	438
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,910
現金及び現金同等物の期首残高	42,538
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 47,449

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：34年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,017百万円（前事業年度末は10,404百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. ヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

一部の金融負債から生じる金利リスクに対する金利スワップについては、金利スワップの特例処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（会計上の見積りの変更）

当中間会計期間より、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、予想損失額の精緻化を図るためキャッシュ・フロー見積法（当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法）へ変更しております。

この変更により、貸倒引当金は35百万円増加、貸倒引当金戻入益、経常利益及び税引前中間純利益は35百万円減少しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	300百万円	- 百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	1,192百万円	775百万円
延滞債権額	12,274百万円	10,301百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	83百万円	82百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	13,550百万円	11,158百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	4,601百万円	3,477百万円

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	10,123百万円	16,169百万円
担保資産に対応する債務		
預金	434 "	618 "

上記のほか、内国為替決済、公金収納、デリバティブの取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	10,190百万円	10,645百万円
預け金	1,059百万円	59百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	1,390百万円	1,391百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	18,101百万円	18,168百万円
うち契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもの	18,101百万円	18,168百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	2,840百万円	2,909百万円

10.有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	6,425百万円	6,468百万円

11.社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付社債	6,700百万円	6,700百万円

12.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	8,332百万円	8,289百万円

(中間損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
償却債権取立益	74百万円	71百万円
貸倒引当金戻入益	-百万円	35百万円
株式等売却益	-百万円	27百万円

2.減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
有形固定資産	95百万円	114百万円
無形固定資産	31百万円	29百万円

3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
貸出金償却	403百万円	1,161百万円
貸倒引当金繰入額	533百万円	-百万円
債権売却損	-百万円	106百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1.自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
自己株式				
普通株式 (注)1、2	283	30	0	312
合計	283	30	0	312

- (注) 1.普通株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2.普通株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売却による減少であります。
3.前中間会計期間に係る「発行済株式の種類及び総数」については、中間連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

2. 配当に関する事項

前中間会計期間については、中間連結財務諸表における注記事項として記載しているため、記載しておりません。

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	59,444	-	-	59,444
A種優先株式	6,000	-	-	6,000
B種優先株式	3,000	-	-	3,000
C種優先株式	9,000	-	-	9,000
合計	77,444	-	-	77,444
自己株式				
普通株式（注）1、2	339	11	0	350
合計	339	11	0	350

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	59	1.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	A種優先株式	210	35.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	B種優先株式	24	8.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	C種優先株式	146	16.3	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間
(自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日)

現金預け金勘定	48,819百万円
定期預け金	59 "
その他預け金	1,311 "
現金及び現金同等物	47,449 "

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)。

前事業年度(平成25年3月31日)

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載していません。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	48,819	48,819	-
(2)有価証券	114,180	114,180	-
(3)貸出金	380,094		
貸倒引当金(*1)	6,051		
	374,042	377,178	3,136
資産計	537,042	540,178	3,136
(1)預金	503,579	504,533	954
(2)譲渡性預金	5,576	5,579	3
(3)借入金	11,759	11,759	-
(4)社債	6,700	6,673	26
負債計	527,615	528,546	931
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、満期が1年以内のもの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期が1年を超過するものは、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、貸出金と同じく、信用格付と契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3)貸出金

変動金利の貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利の貸出金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、貸出金の種類及び信用格付、契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映させた利率もしくは同様の新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算定しております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金は、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金及び譲渡性預金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

(3)借入金

借入金は全て固定金利であり、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4)社債

当行の発行する社債は、市場価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	850
組合出資金(*3)	151
合計	1,002

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 満期保有目的の債券
当中間会計期間(平成25年9月30日現在)
該当ありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式
当中間会計期間(平成25年9月30日現在)
該当ありません。

3. その他有価証券
当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,399	1,035	364
	債券	83,400	82,723	677
	国債	49,670	49,302	367
	地方債	9,744	9,651	92
	社債	23,986	23,769	217
	その他	14,724	14,592	131
	小計	99,524	98,351	1,173
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,419	1,829	409
	債券	8,835	9,026	191
	国債	1,990	2,004	14
	社債	6,845	7,022	176
	その他	4,400	4,597	196
小計	14,656	15,453	797	
合計		114,180	113,804	375

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。
なお、前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。
当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	375
その他有価証券	375
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	149
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	226
その他有価証券評価差額金	226

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引
該当事項はありません。
- (2) 通貨関連取引

当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	6	-	0	0
	買建	6	-	0	0
合計		-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

- 2. 時価の算定
オプション価格の計算モデルにより算出した価額を時価としております。

- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引

当中間会計期間(平成25年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法					
金利スワップの特 例処理	金利スワップ 受取固定・支払変 動	預金	1,850	1,850	(注) 2
合計					

(注) 1. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

- 2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金の時価に含めて記載しております。

- (2) 通貨関連取引
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引
該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当中間会計期間
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
期首残高	224百万円	227百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円	3百万円
時の経過による調整額	4百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円	- 百万円
期末残高	227百万円	232百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位: 百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	4,299	613	1,025	5,937

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

		前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1 株当たり純資産額	円	24.37	25.87

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	19,821	19,528
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	18,380	18,000
(うち優先株式)	百万円	(18,000)	(18,000)
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	(380)	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	1,440	1,528
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	59,105	59,094

2. 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在化株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	12.83	8.02
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	758	473
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
(うち中間優先配当額)	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	758	473
普通株式の期中平均株式数	千株	59,150	59,100
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	3.11	2.01
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	184,833	176,075
(うち優先株式)	千株	(184,833)	(176,075)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月26日

株式会社豊和銀行

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村勝美	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森行一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口輝朗	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社豊和銀行の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期報告書提出会社が提出した四半期報告書に綴り込まれた当中間会計期間の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。